

でんき契約約款

(北海道電力・KDDI)

2021年2月17日実施

北海道電力株式会社

KDDI 株式会社

目次

I	総則	1
1	適用	1
2	でんき約款および料金表の変更	1
3	定義	2
4	単位および端数処理	3
5	契約電流および契約容量	3
6	実施細目	4
II	契約の申込み	5
7	需給契約の申込み	5
8	需給契約の成立および契約期間	5
9	需要場所	6
10	需給契約の単位	6
11	供給の開始	6
12	供給の単位	6
13	承諾の限界および遵守事項	6
14	需給契約書の作成	7
III	料金の算定および支払い	8
15	料金	8
16	料金の適用開始の時期	8
17	料金の算定期間	8
18	使用電力量の算定	8
19	料金の算定	8
20	日割計算	8
21	料金の支払期日	8

22	料金その他の支払方法	9
23	延滞利息	9
IV	使用および供給.....	10
24	適正契約の保持	10
25	力率の保持.....	10
26	需要場所への立入りによる業務の実施	10
27	供給の停止.....	10
28	供給停止の解除.....	11
29	違約金	11
30	使用の制限または中止.....	11
31	損害賠償の免責.....	11
32	設備の賠償.....	11
V	契約の変更および終了	13
33	需給契約の変更.....	13
34	名義の変更.....	13
35	需給契約の廃止	13
36	需給開始後の需給契約の廃止または変更にとりなう工事費負担金等相当額の精算.....	14
37	解約等	14
38	需給契約消滅後の債権債務関係.....	15
VI	供給方法, 工事および工事費の負担	16
39	供給方法および工事.....	16
40	工事費負担金等相当額の申受け等	16
附	則 (実施期日)	17

I 総 則

1 適用

- (1) お客さままたはお客さまの同居の家族が KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、北海道電力株式会社（以下「北海道電力」といいます。）が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受ける一般の需要に応じて電気を供給するサービスをあわせて利用し、KDDI が北海道電力の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施するときの電気料金その他の供給条件は、このでんき契約約款（北海道電力・KDDI）（以下「このでんき約款」といいます。）および KDDI が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。
- (2) このでんき約款および料金表は、次の地域に適用いたします。

北海道

ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島を除きます。

2 でんき約款および料金表の変更

- (1) お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、北海道電力および KDDI は、このでんき約款を、KDDI は、料金表を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のでんき契約約款（北海道電力・KDDI）および料金表によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、このでんき約款または料金表を変更する必要がある場合

ハ その他、このでんき約款または料金表を変更すべき合理的な事由が生じた場合

- (2) このでんき約款または料金表を変更する場合には、KDDI は、でんき約款および料金表の変更前は、でんき約款および料金表の変更内容を、変更後は、でんき約款および料金表の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに北海道電力および KDDI の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第 2 条の 13 に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第 2 条の 14 に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法または電気通信回線を通じてお客

まの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

3 定義

次の言葉は、このでんき約款および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約種別

料金表に定める契約の種別をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流单相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(9) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(12) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5

月 31 日までの期間，4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間，5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間，6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間，7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間，8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間，9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間，10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間，11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

このでんき約款および料金表において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は，1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は，1 キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は，1 キロワットとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) 使用電力量の単位は，1 キロワット時とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし，30 分ごとの使用電力量の単位は，最小位までといたします。
- (5) 力率の単位は，1 パーセントとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

5 契約電流および契約容量

(1) 契約電流

イ 契約電流は 10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

ロ 当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(2) 契約容量

契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，次により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、北海道電力、KDDIまたは当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

イ 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします

ロ 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

6 実施細目

このでんき約款および料金表の実施上必要な細目的事項は、このでんき約款および料金表の趣旨に則り、そのつどお客さまと北海道電力および KDDI との協議によって定めます。

II 契約の申込み

7 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこのでんき約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、北海道電力または KDDI 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、KDDI が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行われる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

なお、このでんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ北海道電力が通知することがあります。

- (2) 契約電流および契約容量については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を北海道電力所定の様式により文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

8 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを北海道電力および KDDI が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって、お客さままたは北海道電力および KDDI のいずれからも別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、KDDI は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、このでんき約款および料金表による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに北海道電力および KDDI の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面に代えて、電子メールを送信する方法または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

9 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

10 需給契約の単位

北海道電力および KDDI は、電灯または小型機器を使用する需要に適用する契約種別（以下「電灯契約種別」といいます。）と動力を使用する需要に適用する契約種別とをあわせて契約する等、1 需要場所において、北海道電力および KDDI があわせて契約することを認める契約種別（北海道電力が別に定める特定小売供給約款〔以下「供給約款」といいます。〕に定める契約種別を含みます。）を複数適用する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

11 供給の開始

- (1) 北海道電力および KDDI は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、北海道電力は、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、KDDI は、お客さまにその理由をお知らせします。この場合、北海道電力および KDDI は、あらためてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、北海道電力は電気を供給いたします。

12 供給の単位

北海道電力は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

13 承諾の限界および遵守事項

(1) 承諾の限界

北海道電力または KDDI は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、KDDI サービスのお客さまによるご利用状況、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（北海道電力または KDDI の他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合、KDDI は、その理由をお知らせいたします。

(2) 遵守事項

お客さまは、このでんき約款にもとづき供給される電気を使用されるにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- イ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を
使用すること
- ロ 他人になりすまして北海道電力または KDDI が提供する各種サービスを利用する行為
- ハ お客さまが、需給契約の申込みその他の場合において、お客さまの氏名、住所等に関し事実に
反する申出を行うこと
- ニ 北海道電力または KDDI のサービスの運営を妨げる行為

14 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは北海道電力もしくは KDDI が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 料金の算定および支払い

15 料金

料金は、料金表に規定する料金といたします。

16 料金の適用開始の時期

料金の適用開始の時期は、料金表 2（料金の適用開始の時期）に定めるところによるものといたします。

17 料金の算定期間

料金の算定期間は、料金表 3（料金の算定期間）に定めるところによるものといたします。

18 使用電力量の算定

(1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。

また、料金の算定期間における使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、1 の暦月の起算日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(2) KDDI は、料金の算定期間における使用電力量をお客さまにお知らせいたします。

(3) 計量器の故障等により使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと北海道電力および KDDI との協議によって定めます。

(4) 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、あらかじめお客さまと北海道電力および KDDI との協議によって定めます。

19 料金の算定

料金の算定は、料金表 4（料金の算定）に定めるところによるものといたします。

20 日割計算

日割計算は、料金表 5（日割計算）に定めるところによるものといたします。

21 料金の支払期日

料金の支払期日は、料金表 7（料金等の支払い）に定めるところによるものといたします。

22 料金その他の支払方法

- (1) 料金については、KDDI が北海道電力に代位してお客さまに対して請求し、料金表 7（料金等の支払い）に定めるところにより支払っていただきます。
- (2) 工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、原則として北海道電力が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

23 延滞利息

延滞利息は、料金表 8（延滞利息）に定めるところによるものといたします。

IV 使用および供給

24 適正契約の保持

北海道電力および KDDI は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

25 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約種別を適用するお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。
なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。

26 需要場所への立入りによる業務の実施

北海道電力は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認
- (2) その他このでんき約款および料金表によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要業務

27 供給の停止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、電気の供給を停止することがあります。
- (2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給の停止のための適当な処置を行います。
なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。
- (3) KDDI は、(1)にともなう料金の減額は行いません。

28 供給停止の解除

27（供給の停止）によって当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

29 違約金

違約金は、料金表 10（違約金）に定めるところによるものといたします。

30 使用の制限または中止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、お客さまに電気の使用を制限し、または中止していただくことがあります。
- (2) KDDI は、(1)にともなう料金の減額は行いません。

31 損害賠償の免責

- (1) 11（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合には、北海道電力および KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が電気の使用を制限し、または中止した場合で、それが北海道電力および KDDI の責めとならない理由によるものであるときには、北海道電力および KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 27（供給の停止）によって当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合または 37（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、北海道電力および KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが北海道電力および KDDI の責めとならない理由によるものであるときには、北海道電力および KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

32 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の北海道電力の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
 - イ 修理可能の場合
修理費
 - ロ 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、北海道電力が当該一般送配電事業者が

ら賠償の請求を受けた場合は、北海道電力は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

V 契約の変更および終了

33 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) (1)の場合、KDDIは、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに北海道電力およびKDDIの名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とされないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

34 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの北海道電力およびKDDIに対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、北海道電力およびKDDIが承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合には、北海道電力およびKDDIが文書による申出を必要とするときを除き、電話、口頭等によりKDDIに申し出ていただきます。

35 需給契約の廃止

- (1) お客さまがこのでんき約款および料金表にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等によりKDDIに通知していただきます。この場合、当該一般送配電事業者は、原則として、お客さまがKDDIに通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

- (2) 需給契約は、37（解約等）および次の場合を除き、お客さまがKDDIに通知された廃止期日に消滅いたします。

イ KDDIがお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

- 北海道電力、KDDI および当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
- ハ お客さまが電気の供給を受ける小売電気事業者を変更されることにともない、北海道電力および KDDI との需給契約の廃止期日を通知される場合で、廃止期日と新たな小売電気事業者が電気の供給を開始する日が異なるときは、需給契約は新たな小売電気事業者が電気の供給を開始する日に消滅するものといたします。
- ニ お客さまが電気の供給を受ける小売電気事業者を変更されることにともない、北海道電力および KDDI との需給契約の廃止期日を通知される場合で、新たな小売電気事業者が電気の供給を開始するために必要な手続きを廃止期日の 2 暦日前から起算して 8 営業日前の日の 1 暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止期日の 2 暦日前から起算して 1 営業日前の日の 1 暦日前といたします。）までに行わなかったときは、廃止期日にかかわらず、需給契約は消滅しないものといたします。

36 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費負担金等相当額の精算

お客さまが、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようと、または契約電流もしくは契約容量を減少しようとされる場合で、北海道電力が当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、北海道電力は、お客さまからその金額を申し受けます。

37 解約等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、北海道電力および KDDI は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
 - イ 27（供給の停止）により当該一般送配電事業者によって電気の供給を停止されたお客さまが当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - お客さまが料金を料金表 7（料金等の支払い）(1)で定める支払期日までに支払われない場合
 - ハ お客さまが、北海道電力と締結している他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を北海道電力の定める支払期日を経過してなお支払われない場合またはこのでんき約款および料金表で定める他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金もしくは KDDI の提供する他のサービスの利用料金等の KDDI に対する債務を KDDI の定める期日までに支払われない場合
 - ニ このでんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他このでんき約款および料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ホ KDDI サービスの利用契約の全てが終了した場合

- へ お客さまがその他このでんき約款または料金表に反した場合
- (2) お客さまが、35（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、北海道電力、KDDI および当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

38 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI 供給方法，工事および工事費の負担

39 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は，当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

40 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 北海道電力が当該一般送配電事業者から，託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，北海道電力は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または北海道電力が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金等相当額契約書を作成いたします。
- (3) 北海道電力が当該一般送配電事業者から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は，北海道電力は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (4) 託送約款等に定めるところにより，北海道電力の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
- (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消し，または変更される場合で，北海道電力が当該一般送配電事業者から，託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，北海道電力は，請求を受けた金額をお客さまから申し受けます。

附 則（実施期日）

このでんき約款は、2021年2月17日から実施いたします。